○関東地方整備局告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線及び三・四・五号上阿原町寿町線

三　事業施行期間　自令和七年八月二十六日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲府市若松町、太田町及び相生三丁目地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　四十号　北海道中川郡音威子府村字音威子府から中川郡中川町字誉まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ソフトバンク株式会社　北海道ネットワーク技術部部長　吉田　安範

住所　東京都港区海岸一丁目七番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

令和七年七月二日から当該協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　四十号　北海道中川郡音威子府村字音威子府から中川郡中川町字誉まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　株式会社ＮＴＴドコモ東北支社　ネットワーク部長　松浦　聖

住所　北海道札幌市中央区北一条西十四丁目六

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

令和七年七月二日から当該協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　四十号　北海道中川郡音威子府村字音威子府から中川郡中川町字誉まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　コア技術統括本部　アクセス技術本部　インフラシステム設計部長　高橋　英司

住所　東京都新宿区西新宿二丁目三番二号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

令和七年七月二日から当該協定の存続する日まで

人事異動

内　閣

（警察庁長官官房付）警視正　内海　裕子

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（警察庁警備局付）警視長　大嶌　正洋

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する（以上八月二十二日）

法　務　省

検事　青木　雄師

令和七年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は令和八年三月三十一日までとする

令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和七年十二月三十一日までとする

猪股　直子

令和七年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は令和八年三月三十一日までとする

同　本田　恭子

令和七年司法試験考査委員の併任を解除する

令和七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（以上八月二十二日）

舟橋　民江　岡村　寛子　水鳥　能伸

難民審査参与員に任命する（各通）（八月二十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ウクライナの独立記念日につき、八月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ウルグアイの独立記念日につき、八月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年８月26日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	26号	和泉市葛の葉町１丁目313番７から同市富秋町２丁目203番１までの上下線
〃	〃	和泉市富秋町２丁目203番１から泉大津市千原町２丁目14番１までの下り線
〃	〃	岸和田市下松町１丁目6010番から同市八阪町２丁目119番１までの上り線
〃	〃	岸和田市八阪町２丁目119番１から同市八阪町２丁目191番１までの上下線
〃	〃	岸和田市作才町1114番から同市土生町３丁目4050番１までの上り線
〃	〃	岸和田市土生町２丁目3117番から同市土生町２丁目3137番までの下り線

国家試験

令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験の試験会場

令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和７年８月26日

工業所有権審議会会長　時田　隆仁